

報告事項 ク

拉致問題に係る教職員用指導資料の刊行について

拉致問題に係る教職員用指導資料の刊行について、別紙のとおり報告します。

平成26年 4月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

拉致問題に係る教職員用指導資料の刊行について

平成26年4月15日

人権教育課

1 教職員用指導資料について

(1) 目的

児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めることを通じて人権教育の一層の推進を図る。

(2) 内容

ア 拉致問題について

- 拉致問題とその解決に向けた取組の解説
- 県内在住の政府認定拉致被害者ご家族の思い（インタビュー記録）

イ 学習指導事例について

- 小学校（高学年）の指導事例（アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例）
- 中学校の指導事例（拉致被害者ご家族へのインタビュー記録を取り上げた指導例）
- 高等学校の指導事例（新聞の社説を取り上げた指導例）

ウ 参考資料

- 未帰還の政府認定拉致被害者について
- 本県関係の拉致被害者・拉致された疑いがある人について
- 関連法令

2 経過

(1) 国の動向

平成18年 6月 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行

第三条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

平成20年 6月 内閣官房拉致対策本部がアニメ「めぐみ」（文部科学省認定）を全国の学校に配布

アニメ「めぐみ」

1977（昭和52）年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメ。



平成23年 4月 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更（閣議決定）、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。

平成25年12月 内閣官房拉致対策本部がアニメ「めぐみ」（文部科学省認定）を全国の学校に追加配布

(2) 本県の学校教育における取組

平成20年 4月 「拉致問題人権学習会（人権局所管、講師：拉致被害者ご家族）」開始

平成24年 1月 「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部改正を反映

平成26年 3月 教職員用指導資料「拉致問題に対する理解を深めるために」刊行

<参考：URL> <http://www.pref.tottori.lg.jp/item/876956.htm#moduleid197100>

指導資料（教職員用）

拉致問題に対する理解を深めるために



平成26年3月
鳥取県教育委員会

目 次

1 拉致問題について	1
【教材】拉致被害者ご家族へのインタビュー記録	2
2 学習指導事例について	
(1) 指導上の留意点	4
(2) 小学校（高学年）の指導事例	
○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例	5
【教材】子どもの権利条約カード	6
(3) 中学校の指導事例	
○インタビュー記録を取り上げた指導例	8
【教材】世界人権宣言カード	9
(4) 高等学校の指導事例	
○新聞の社説を取り上げた指導例	11
<参考資料>	12

本資料は、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めることを通して、人権教育のより一層の推進を図ることを目的に作成したものです。

1 拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が続けて発生し、北朝鮮当局により拉致されたのではないかと疑われています。

鳥取県には、1977(昭和52)年に行方不明になり、2006(平成18)年、日本政府により拉致被害者と認定された松本京子さん(米子市出身)の他にも、矢倉富康さん(米子市出身)、古都瑞子さん(日南町出身)、上田英司さん(伯耆町出身)、木町勇人さん(大山町出身)が拉致されたと疑われています。

北朝鮮当局は、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。これを受け、同年10月、5名の拉致被害者の帰国が実現しました。

国際連合は、2003(平成15)年以来毎年、北朝鮮に対して拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、2006(平成18)年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地

方公共団体の責務であると定められました。さらに、2008(平成20)年3月に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が人権課題として例示されました。2011(平成23)年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが明記されました。

鳥取県では、一日も早い拉致問題の解決をめざして、「県民のつどい」を毎年開催し、県民の意識啓発に努めたり、拉致問題人権学習会(人権学習講師派遣事業)やアニメ「めぐみ」を活用したりするなど、拉致問題に対する理解を深めるよう取り組んでいます。

年	主な出来事
1969	上田英司さん行方不明に
1975	木町勇人さん行方不明に
1977	松本京子さん行方不明に 古都瑞子さん行方不明に
1988	矢倉富康さん行方不明に
2002	日朝首脳会談 (北朝鮮が拉致を認める)
2006	「北朝鮮人権法」制定 松本京子さんの拉致被害認定
2011	人権教育・啓発基本計画一部変更 (拉致問題を追加)



▲「必ず取り戻す！北朝鮮による日本人拉致問題」
(政府広報オンライン)

拉致被害者ご家族へのインタビュー記録

1970～80年代、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されたと疑われていますが、日本政府が拉致被害者と認定しているのは17人です。そのうちの1人、米子市出身の松本京子さんは1977（昭和52）年に行方不明になり、2006（平成18）年、日本政府により拉致被害者と認定されました。

この資料は、松本京子さんの兄、松本孟さんにお話を伺ったものです。



松本京子さん

—— 妹の京子さんはどんな方だったのでしょうか。

どこにでもいる普通の女の子という感じの子でした。中学校を卒業してすぐに近くの縫製工場に就職しました。当時は東京オリンピックの前、高度経済成長の真っ只中で、中学生は「金の卵」と呼ばれ、卒業してすぐに就職する人がたくさんいた時代でした。妹の職場には同世代の女の子の人がたくさんおられ、一緒に映画に行ったり、小旅行に行ったり、楽しく勤めさせてもらっていたようです。

—— 妹さんが行方不明になった時の様子を教えてください。

1977年10月、29歳の時でした。妹は午後8時頃、母に「編み物教室に行く」と言って出かけたまま帰って来ませんでした。母が編み物教室に電話したところ、「教室には来ていない」ということでしたので警察に連絡しましたが、いつまで待っても帰って来ませんでした。

—— 警察の捜査でどんなことがわかりましたか。

当日、妹と一緒にいた2人の男性が目撃されています。翌日には、妹のサンダルが片方だけ近所の家の裏側で発見されています。その現場に、2、3日前から不審な高級車が止まっていたという目撃証言もあります。



松本京子さんが拉致されたとされる現場（昼間に撮影）

—— ご家族の皆様はとても心配されたことと思いますが、どんな様子だったのでしょうか。

当時は父が亡くなったばかりでしたし、私は別のところに住んでおりましたので、母と妹の2人暮らしでした。母は、私のいとこと一緒に、境港から米子の海岸付近を、来る日も来る日も捜したそうです。

—— どうして拉致の被害に遭われたのだということがわかったのですか。

行方不明になって19年ほどたった頃、「拉致されたのではないか」と言ってくる人がありました。あるテレビ局からは、「北朝鮮を脱出した人が韓国で貿易商をしており、『京子さんを見た』と言っているが、一緒に行ってみますか」と誘われ、韓国までその人に会いに行きました。そうして、妹の写真を見てもらったところ「4回会ったことがある」と言われ、その時の話を色々してくれました。

—— 拉致されたとわかったとき、お母様はどんな様子でしたか。

妹が帰って来なくなってから、母は妹の話をしなくなり、家族もその話題に触れてはいけないような雰囲気になっていました。だから、母の気持ちは正直なところよくわかりません。ただ、他の拉致被害者のお母様のお話によると、「自分が何か気に入らないことを言ったから帰って来なくなったんじゃないか」などと思いつめることが多くあるようです。妹の場合、人のうわさでは生きているらしいが、何の裏づけもないという状況ですので、精神的にとってもつらかったのではないかと思います。

— その後、事態は良い方向に進んだのでしょうか。

2002（平成14）年に北朝鮮当局が拉致を認め、拉致被害者やその家族の帰国が3度にわたって実現しましたが、妹については2006（平成18）年、日本政府によって拉致被害者に認定された後も何も進展していません。色々なうわさが耳に入ってはきますが、北朝鮮当局が妹の入国を認めていないため、何が本当なのかわからない。助けられるものかどうかともわからない。それがつらいところです。

— 孟さんのお母様は、残念ながら2012年11月に亡くなられたとのことですが、何かおっしゃっておられましたか。

母は数年前から体調を崩して、入退院を繰り返していたのですが、看護師さんによく「京子に会いたい」と言っていたようです。母が亡くなった後、ダンスを開けてみましたら、妹が編んだカーディガンと一緒に、妹が政府から拉致被害者に認定された時の新聞の切り抜きが出てきました。親なんだなあ……そんなに興味がないような顔をしていましたけども、人前では……でも新聞の切り抜きをちゃんと残している。ずっととってしまっている。何とも言えませんでした。

— 妹さんが無事帰ってこられたらどんなことをしてあげたいですか。

好きだった歌手のコンサートにつれて行ってやりたいです。弓ヶ浜半島の思い出の地を案内して回ってやるというのもしてみたいです。高度経済成長があって、妹が暮らしていた頃と全然違う景色になっているし、社会の豊かさも全然違う……さぞかしびっくりするだろうと思います。



松本京子さんのパネルを前に語る松本孟さん。千羽鶴は各地の公民館のほか、個人から贈られたものです。

— 拉致問題で妹さんが奪われたものは何だと思いますか。

「自由」です。自分の意志で生活を決められる……食べたい時に食べられ、眠りたい時に安心して眠れる、そんな当たり前のことができる自由。妹の場合、中学校を卒業して14年間働いて、29歳になって「人生これから」という時にいなくなってしまった。どこにでもいる普通の女の子という感じで暮らしていた時にはほとんど意識しなかったけども、いなくなってしまうとこれは大変だと思い知らされた。だから、そこで奪われたものが何かと尋ねられたら、それは自由、自分の人生を自分で決められる自由、何を置いてもこれだと思います。仮に妹が帰って来られたとしても、こればかりは帰って来ない。そう強く思います。

— 拉致問題の解決に向けて、若い人たちにどんなことを期待しますか。

拉致問題で1人の命を救うというのはとても難しい。活動に取り組んでみて強く思います。だからこそ、社会人一步手前の学生さんには、将来何になるかじっくり考えることを何よりも大切にしてほしいと思います。ある高校で交流学習をさせていただいた時に、「将来、選挙で投票するようになった時に、きちんと選べる大人になっておきたい」と言われた方があり、しっかりしておられるなど感心したことがありました。学生の皆さんには、選んだ道が就職であっても進学であっても、達成できる小さな目標を持って一つずつ乗り越えていくこと、しっかり基礎を築きながら、同時に色々な角度から物事を見つめられるように成長していくことを大切にしてほしいと思います。そうやって成長していった先で、なおかつこの問題に関心を持ち続けてもらっていたとしたら、それはとてもありがたいこと、私たちにとって大きな力になることだと思います。

2 学習指導事例について

(1) 指導上の留意点

以下の点に留意しながら指導に当たることが大切です。

児童生徒の理解を深めるよう工夫する

- ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*1」（平成 18 年施行）及び「人権教育・啓発に関する基本計画*2」（平成 23 年一部改正）で示された考え方（拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害であること）に対する理解を深めるとともに、被害者やその家族の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育むようにするなどの工夫をする。

* 1 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18H0096.html>

* 2 <http://www.moj.go.jp/content/000072340.pdf>

各教科等の特質、児童生徒の発達段階等を踏まえた指導を行う

- ・各教科等の目標を達成することを第一義とし、児童生徒にどのような資質・能力を育てたいかを明確に位置づけながら指導を行う。併せて、教育の中立性を確保するとともに、児童生徒の発達段階や生活実態を踏まえつつ、児童生徒やその保護者等の中にこの問題の当事者となっている人がいることも想定しながら指導を行う。

新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する

- ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*3」（平成 7 年批准）が「人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進」するとしていることを踏まえ、外国人等への差別を助長することのないよう配慮する。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すようなことはあってはならない。

* 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

○アニメ「めぐみ」について

1977（昭和 52）年、当時中学 1 年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた 25 分のドキュメンタリー・アニメです。以下のホームページから無料でダウンロードできます。

<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>



(2) 小学校（高学年）の指導事例

○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例（小学校高学年 総合的な学習の時間）

1 単元名 21世紀を人権の世紀にしよう！

2 単元の目標

子どもの権利をめぐる問題状況を分析・整理する活動を通して、子どもの権利の現状や問題点を理解するとともに、問題の解決策を自分の生き方と結び付けて考え、人権劇として発信する。

3 単元の評価規準（省略）

4 指導と評価の計画（省略）

5 本時の指導（2時間扱い）※単元の導入として

（本時目標）子どもの権利の視点から、社会的問題について筋道を立てて考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項 <準備物>	評価規準及び評価方法
1 本時の学習課題をとらえる。	子どもの権利条約を基にして社会を見つめてみよう	
2 自分の身の回りで権利が保障されていない現実がありはしないか考える。 （個人思考）→（ペア活動）→（全体活動）	・子どもの権利条約（チェック1欄）をチェックリストとしながら考える。 <「子どもの権利条約カード」>	*子どもの権利の視点から、社会的（身近な）問題について筋道を立てて考えているか。 制作物による評価 ・チェックリスト 観察による評価 ・班活動での発言 ・全体活動での発言
3 アニメ「めぐみ」を視聴する。	<DVD：アニメ「めぐみ」>	
4 拉致問題で奪われた権利にはどんなものがあるか考える。（個人思考） ↓ ・奪われた権利について整理・分類し、分類したものにタイトルをつける。（班活動） ↓ ・班でまとめた意見を発表し、話し合う。（全体活動）	・子どもの権利条約（チェック2欄）をチェックリストとしながら考える。 ・各場面を振り返りながら考えられるよう場面絵を掲示する。 <場面絵、「子どもの権利条約カード」> ・班で整理・分類させるため、切り離れた「子どもの権利条約カード」を班に配る。 ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。 ・「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の視点を紹介する。	*子どもの権利の視点から、社会的（拉致）問題について筋道を立てて考えているか。 制作物による評価 ・チェックリスト 観察による評価 ・班活動での発言 ・全体活動での発言
5 本時のまとめをする。 ・振り返りカードに記入する。	・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 <振り返りカード> ・子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況について調べ、国際的な人権保障の取組について考えることを予告する。	

【本時以降の展開例】

- 子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況について調べ、国際的な人権保障の取組について考える。
[国際紛争と子ども、世界各国の就学率・識字率、ユネスコ・ユニセフ、各種NGOの活動 等]
- 自分の生き方と結び付けながら、人権劇として発表する。

子どもの権利条約カード

<p>第1条 子どもは18才未満</p> <p>この条約では18才になっていない人を子どもとします。</p>	<p>第2条 差別されない</p> <p>子どもは、人種、性別、文化、意見、障がい、生まれたところなどの理由で差別されません。国はできることを全てします。</p>
<p>第3条 その子どもにとって最もよいことを</p> <p>子どものために何かを行うときは、その子どもにとって最もよいことは何かを考えた上で行います。</p>	<p>第4条 国がすべきこと</p> <p>国は、この条約で認められた権利を実現するために、できることは全てします。</p>
<p>第5条 父母（保護者）はふさわしい指導を</p> <p>父母（保護者）は、その子どもの成長のためにふさわしい指導をする責任と権利があります。</p>	<p>第6条 一人一人の子どもの生命を大切に</p> <p>子どもの生命は大切にされます。子どもの生命が大切にされ、子どもが成長できるよう、国はできるだけのことをします。</p>
<p>第7条 名前と国籍（こくせき）を持てる</p> <p>生まれた子どもは、名前と国籍（こくせき）を持てます。また、できるだけ父母を知り、父母によって育てられます。</p>	<p>第8条 国籍（こくせき）や名前等は大切にされる</p> <p>子どもの国籍（こくせき）や名前等は大切にされます。これらが大切にされていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。</p>
<p>第9条 父母から引き離されない</p> <p>子どもは父母から引き離されません。一緒に暮らさない方がその子どもにとって最もよいと考えられる場合を除きます。</p>	<p>第10条 別の国にいる父母と会える</p> <p>子どもが父母と別の国に住んでいる時、国は一緒に暮らせるよう、または定期的に会えるよう努力します。</p>
<p>第11条 自分の国で暮らせる</p> <p>子どもは自分の国で暮らせます。国は、子どもが外国に連れ去られたり、外国から帰れなくなったりしないようにします。</p>	<p>第12条 自分の意見を表明できる</p> <p>子どもは自分の意見を表明できます。子どもの意見は、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>
<p>第13条 自由に表現できる</p> <p>子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、他の人に迷惑（めいわく）をかけてはいけません。</p>	<p>第14条 思想・良心・宗教を決められる</p> <p>子どもは思想・良心・宗教を自分で決められます。父母（保護者）の考えは、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>
<p>第15条 集会を開ける</p> <p>子どもは自分たちの会を作ったり、その会に集まったりできます。ただし、他の人に迷惑（めいわく）をかけてはいけません。</p>	<p>第16条 プライバシーを守る</p> <p>子どもは私生活をあばかれたり、名誉（めいよ）を傷つけられたりしません。国はそのような行いから子どもを守ります。</p>
<p>第17条 よい情報を手に入れられる</p> <p>子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国はテレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。</p>	<p>第18条 子どもの成長は父母（保護者）の責任</p> <p>父母（保護者）は子どもの成長に責任をもちます。国は、父母（保護者）が責任をはたせるよう応援（おうえん）します。</p>
<p>第19条 ひどい行いから守られる</p> <p>子どもの心や体に暴力をふるう、子育てをやめてしまう、その他の色々なひどい行いを受けないように、国は子どもを守ります。</p>	<p>第20条 家族を奪（うば）われた子どもは守られる</p> <p>何かの理由で、家族を奪（うば）われた子どもや、家族と一緒に暮らせなくなった子どもが成長できるよう、国は子どもを守ります。</p>

第21条 養子縁組(えんぐみ)をよい形にできる	
養子縁組(えんぐみ)をする時は、それが子どもにとって最もよいこととなるよう、国は丁寧に手続きを進めます。	チェック1
	チェック2

第22条 難民の子どもは守られる	
難民の子どもが成長できるよう、また、はなればなれになった父母(保護者)と会えるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

第23条 障がいを持つ子どもの成長は保障される	
障がいを持つ子どもができるだけ自立し、社会に参加しやすくなるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

第24条 健康を保てる	
子どもは健康を保てます。子どもが病気の治療(ちりょう)や予防を受けられるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

第25条 よい治療(ちりょう)を受けられる	
心や体の治療(ちりょう)を必要とする子どもは、よい治療(ちりょう)を受けられるよう、国に定期的に病院等の状況をチェックしてもらえます。	チェック1
	チェック2

第26条 医療保険等を受けられる	
子どもは、医療(いりょう)保険等のサービスを受けられます。家計が苦しい等の家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。	チェック1
	チェック2

第27条 生活水準を保障される	
子どもは、心や体が成長するために必要な生活水準を保障されます。家計が苦しい家庭に対しては、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

第28条 教育を受けられる 義務教育はタダ	
子どもはタダで義務教育を受けられます。また、上級学校へ進むチャンスを与えられます。学校のきまりは子どもを大切にします。	チェック1
	チェック2

第29条 よい教育を受けられる	
子どもは、心や体の能力を精一杯発達させ、人権・文化・文明・地球環境を大切に作る、よい教育を受けられます。	チェック1
	チェック2

第30条 少数民族・先住民の文化は守られる	
少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化を大切にし、宗教を信じ、言葉を使うことができます。	チェック1
	チェック2

第31条 休みを楽しめる	
子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、文化的・芸術的な生活に参加できます。	チェック1
	チェック2

第32条 ひどい働き方をさせられない	
子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

第33条 麻薬(まやく)等から守られる	
子どもが麻薬(まやく)を使って心や体を壊したり、麻薬(まやく)の製造・売買の仕事に就いたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

第34条 性的にイヤなことをさせられない	
子どもがお金もうけのために性的にイヤなことをさせられたり、性的な暴力を受けたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

第35条 誘拐(ゆうかい)されない 取引されない	
子どもが誘拐(ゆうかい)されたり、売られたり買われたりすることがないように、国は予防に努めます。	チェック1
	チェック2

第36条 あらゆる悪用から守られる	
子どもが、子どもの成長によくないことをさせられながらお金もうけをさせられたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

第37条 自由を奪(うば)う時も子どもらしく	
子どもを逮捕し、自由を奪(うば)う時は、子どもの年齢(ねんれい)にあった取りあつかいをします。拷問(ごうもん)・死刑(しけい)はいけません。	チェック1
	チェック2

第38条 戦争から守られる	
15才未満の子どもは兵士とされてはいけません。戦争の被害(ひがい)にあった子どもを守るため、国はできることを全てします。	チェック1
	チェック2

第39条 被害から回復できる	
ひどい取りあつかいを受けたり、戦争の被害(ひがい)にあつたりした子どもの心や体が回復するよう、国はできることを全てします。	チェック1
	チェック2

第40条 将来を大切にされた裁判を受けられる	
子どもは公正な裁判を受けられます。また、他の人の人権を尊重できる人間となって社会に復帰できるよう取りあつかわれます。	チェック1
	チェック2

世界人権宣言カード

<p>第1条 人間の本质</p> <p>人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第2条 差別はダメ</p> <p>人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第3条 安全にくらせる</p> <p>生命、自由、身体の安全は守られる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第4条 奴隷はダメ！ 絶対</p> <p>奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第5条 拷問はダメ</p> <p>拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第6条 人として認められる</p> <p>いつでもどこでも、法によって人として認められる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第7条 法は人を平等に扱う</p> <p>この宣言に反するどんな差別からも守られる。 法は人を平等に扱う。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第8条 裁判所の助けを受けられる</p> <p>法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第9条 取調べは手続きを守って</p> <p>逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第10条 裁判は公正に</p> <p>裁判は公正・公平に、公開で行われる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第11条 容疑者＝犯人とは限らない</p> <p>訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第12条 プライバシーは守られる</p> <p>私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第13条 住みたいところに住める</p> <p>行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第14条 危険な国からは避難できる</p> <p>迫害を免れるため、他国に避難することができる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第15条 国籍を持てる(選べる)</p> <p>国籍を持てる。国籍を選べる。国籍を奪われてはいけない。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第16条 結婚は2人で決められる</p> <p>結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。</p> <p>チェック1</p> <p>チェック2</p>

世界人権宣言カード

<p>第 17 条 財産をむやみに奪われない</p> <p>個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。</p>	<p>第 18 条 思想・良心・宗教は自由</p> <p>思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。</p>
<p>第 19 条 表現は自由</p> <p>干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の意見を求めたりできる。</p>	<p>第 20 条 集会・結社は自由</p> <p>平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。</p>
<p>第 21 条 政治に参加できる</p> <p>政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。</p>	<p>第 22 条 人間性を発展させられる</p> <p>人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらしをさせる。国はできるだけのことをする。</p>
<p>第 23 条 自由に豊かに働ける</p> <p>職業を選べる。労働条件を良いものとするができる。失業から守られる。</p>	<p>第 24 条 しっかり休める</p> <p>(有給で) しっかり休め、余暇を楽しめる。労働時間は合理的に制限される。</p>
<p>第 25 条 健康を保てる</p> <p>衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。</p>	<p>第 26 条 良い教育を受けられる</p> <p>人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。</p>
<p>第 27 条 文化を楽しむ</p> <p>文化生活に参加し、芸術を楽しむ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。</p>	<p>第 28 条 宣言の実現を求められる</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。</p>
<p>第 29 条 他人の権利も大切に</p> <p>権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。</p>	<p>第 30 条 権利を奪う<権利>はない</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。</p>

(4) 高等学校の指導事例

○新聞の社説を取り上げた指導例（高等学校 総合的な学習の時間）

- 1 単元名 The original editorial ～ 社説を読もう 社説を書こう ～
- 2 単元の目標
国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析する活動を通して、自己の在り方生き方を考えるとともに、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表することができるようにする。
- 3 単元の評価規準（省略）
- 4 指導と評価の計画（省略）
- 5 本時の指導（2時間扱い）※単元の導入として
（本時目標）国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書（2014年2月）を取り上げた社説について多面的・多角的に考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項＜準備物＞	評価規準及び評価方法
1 本時の学習課題をとらえる。		
社説の構成を分析しよう		
2 3つの新聞社の社説の構成を分析・比較する。 【班・担当決め】 ・3人で班をつくり、担当する新聞社を決める。 【エキスパート活動】 ・同じ新聞社の担当で班をつくり、社説の構成を分析する。 （個人思考→班活動） 【ジグソー活動】 ・元の班に戻り、エキスパート活動の内容を伝え合いながら、社説の構成を比較・分析し、分析結果を模造紙上に表現する。（班活動） 【クロストーク】 ・模造紙を示しながら発表し、話し合う。 （全体活動）	・進行手順を説明する。 ＜国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書を取り上げた社説※＞ ※全国紙・地方紙を織り交ぜる ・分析する視点の例を示す。 例) 事実を述べている箇所 主張を述べている箇所 ・分析する視点の例を示す。 例) 各社に共通する点 事実と主張の量的バランス 各社が重視している観点 各社の主張の説得力（その理由） ＜模造紙、マジック＞ ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。	＊国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書を取り上げた社説について多面的・多角的に考えているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">制作物による評価</div> ・模造紙資料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">観察による評価</div> ・話し合いでの発言
3 本時のまとめをする ・振り返りカードに記入する。	・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 ・新聞の社説を共同で収集・分析し、自己の考えを社説の形にまとめ発表することを予告する。	

【本時以降の展開例】

- 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析し、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表する。

参考資料 ① 未帰還の政府認定拉致被害者

▶平成14年に北朝鮮が拉致を認める

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消し、北朝鮮による拉致の疑いがもたれていましたが、平成14年（2002年）の日朝首脳会談で北朝鮮が正式に拉致を認めて謝罪しました。

政府が北朝鮮による拉致被害者と認定している日本人は、鳥取県民1人を含む17人ですが、北朝鮮はうち13人の入境しか認めていません。政府が認定した17人以外にも行方不明となった際の状況から北朝鮮による拉致の疑いが濃厚な方が多数いらっしゃいます。

▶他国にもいる拉致被害者

韓国政府によると、昭和25年（1950年）～28年（1953年）の朝鮮戦争中に約十万人が拉致され、休戦後も約4千人が拉致され、うち5百人が未帰還であるとされています。

昭和53年（1978年）には4人のレバノン人が拉致されましたが、翌年に解放されました。帰国した拉致被害者などの証言によると、拉致された人の中にはルーマニア人やタイ人も含まれています。

未帰還の政府認定拉致被害者（12人）

法律*に基づき政府が北朝鮮によって拉致されたと認定した「政府認定拉致被害者」のうち、10月31日現在で未帰還の方は次の12人です。

（法律*：「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」）



久米 裕さん ①



松本 京子さん ②



横田めぐみさん ③



田中 実さん ④



田口八重子さん ⑤



市川 修一さん ⑥



増元るみ子さん ⑦



曾我ミヨシさん ⑧



石岡 亨さん ⑨



松木 薫さん ⑩



原 救晃さん ⑪



有本 恵子さん ⑫

北朝鮮による拉致に関連する、主な出来事

年月日	主な出来事
昭和44年（1969年）11月4日	上田 英司さん（当時20歳）が失踪 【東京または京都にて】
昭和52年（1977年）9月19日	久米 裕さん（当時52歳）が失踪……………① 【石川県内にて】
昭和52年（1977年）10月21日	松本 京子さん（当時29歳）が失踪……………② 【米子市内にて】
昭和52年（1977年）11月14日	古都 瑞子さん（当時47歳）が失踪 【米子市内にて】
昭和52年（1977年）11月15日	横田めぐみさん（当時13歳）が失踪……………③ 【新潟県内にて】
昭和53年（1978年）6月頃	田中 実さん（当時28歳）が失踪……………④ 【欧州に向け出国後失踪】
	田口八重子さん（当時22歳）が失踪……………⑤ 【実行場所不明】
昭和53年（1978年）7月7日	地村 保志さん（当時23歳）、瀆本富貴恵さん*（当時23歳）が失踪（*：現在は地村富貴恵さん） 【福井県内にて】
昭和53年（1978年）7月31日	蓮池 薫さん（当時20歳）、奥土祐木子さん*（当時22歳）が失踪（*：現在は蓮池祐木子さん） 【新潟県内にて】

年月日	主な出来事
昭和53年(1978年)8月12日	市川 修一さん(当時23歳)、増元るみ子さん(当時24歳)が失踪… ^{6,7} 【鹿児島県内にて】
	曾我ミヨシさん(当時46歳)、曾我ひとみさん(当時19歳)が失踪… ⁸ 【新潟県内にて】
昭和55年(1980年)1月7日	3組のアベック蒸発(福井県、新潟県、鹿児島県)に外国情報機関の関与が疑われることが新聞で報道される。(サンケイ新聞、一部地域のみ)
昭和55年(1980年)5月頃	石岡 亨さん(当時22歳)が失踪… ⁹ 【欧州にて】
	松木 薫さん(当時26歳、男性)が失踪… ¹⁰ 【欧州にて】
昭和55年(1980年)6月中旬	原 救晃さん(当時43歳)が失踪… ¹¹ 【宮崎県内にて】
昭和58年(1983年)7月頃	有本 恵子さん(当時23歳)が失踪… ¹² 【欧州にて】
昭和60年(1985年)2月頃	辛光洙(シン・グァンス) 作業員を韓国当局が逮捕(辛作業員は原救晃さんのパスポートを用いて4回来日)
昭和62年(1987年)11月29日	大韓航空機爆破事件が発生、乗員・乗客115名全員が死亡。実行犯のうち女性1人を逮捕
昭和63年(1988年)8月2日	矢倉富康さん(当時36歳)が失踪 【米子市沖日本海】
平成2年(1990年)1月	大韓航空機爆破事件実行犯の金賢姫(キム・ヒョンヒ)元・作業員が、日本人女性の「李恩恵(リ・ウネ)」から日本語教育を受けたことを自供
平成2年(1990年)5月	警察庁が「李恩恵」は田口八重子さんと特定
平成9年(1997年)2月3日	新聞と雑誌が横田めぐみさんの失踪が北朝鮮による拉致であることを報道(産経新聞、AERA)
平成9年(1997年)3月25日	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)の結成
平成9年(1997年)5月1日	政府が北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であると発表
平成14年(2002年)3月	よど号ハイジャック実行犯の元妻が有本さん拉致を証言
平成14年(2002年)9月17日	第1回日朝首脳会談(平壤)で、故・金正日軍事委員長が北朝鮮による拉致を認め謝罪
平成14年(2002年)10月15日	拉致被害者のうち5人が帰国
平成16年(2004年)5月22日	第2回日朝首脳会談(平壤) 蓮池さん夫妻と地村さん夫妻の子ども5人が帰国
平成16年(2004年)7月18日	曾我さんの夫と娘2人が帰国
平成16年(2004年) 11月9日～11月14日	第3回日朝実務者協議(平壤) 横田めぐみさんの遺骨とされる人骨や写真を持ち帰り。
平成20年(2008年) 6月11日～6月12日	日朝実務者協議(北京)で北朝鮮が拉致問題の再調査を表明
平成20年(2008年)9月4日	北朝鮮が拉致問題の再調査の先送りを日本側に連絡
平成22年(2010年) 7月20日～7月23日	金賢姫(キム・ヒョンヒ)元・作業員が来日して拉致被害者家族と面会
平成23年(2011年)12月17日	金正日軍事委員長(朝鮮労働党総書記)が死去
平成24年(2012年)4月11日	金正恩氏が朝鮮労働党第1書記に就任
平成24年(2012年) 8月29日～8月31日	日朝政府間予備協議(北京)が開催され、双方の関心の高いものを協議するということで一致

(その後の経過)

平成24年(2012年) 11月15日～16日	日朝政府間協議(モンゴル・ウランバートル)が開催され、拉致問題について協議を継続していくことで一致。
平成24年(2012年)12月上旬	北朝鮮がミサイル発射の予告を行ったことを受け、日朝政府間協議を延期。
平成25年(2013年)3月	国連人権理事が「北朝鮮における人権に関する調査委員会」を設置。
平成26年(2014年)2月	「北朝鮮における人権に関する調査委員会」が報告書を発表。拉致被害者を速やかに帰国させるよう勧告。

【「とっとり人権情報誌 ふらっと 第18号」(平成24年 鳥取県)より】

参考資料 ② 鳥取県関係の拉致被害者・拉致された疑いがある人



やくらとみやす
矢倉富康さん(米子市出身)

1988(昭和63)年8月2日失踪(当時36歳)
一人で漁に出発して翌3日朝6時に帰港する予定だったが行方不明。海上保安庁と漁業組合が操業海域を捜索したが手がかりなし。8月10日竹島沖南南東25kmで漁船を発見。左舷前方に他の船と衝突した痕跡。3年前まで精密工作機械製作のエンジニアだった。



うえだえいじ
上田英司さん(伯耆町出身)

1969(昭和44)年11月4日(当時20歳)

東京都又は京都府で失踪

失踪当日「京都に行ってくる」と家主に言い残して東京都内の下宿を出て行ったまま行方不明。荷物は紙袋一つだった。



政府認定拉致被害者

まつもときょうこ
松本京子さん(米子市出身)

1977(昭和52)年10月21日拉致(当時29歳)
自宅近くの編み物教室に行くと夜8時頃家を出る。この夜、自宅から約200m離れたところで、松本さんと思われる女性と2人の男が話をしてるのを近所の人が目撃。片方のサンダルを残したまま松本さんは姿を消した。



きまちはやと
木町勇人さん(大山町出身)

1975(昭和50)年8月25日失踪(当時20歳)

京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明



ふるいちみずこ
古都瑞子さん(日南町出身)

1977(昭和52)年11月14日失踪(当時47歳)
午後9時頃、旅館での仕事を終え一時帰宅。その後、普段着に着替え出かける。自宅には近く東京へ行く切符や、ハンドバッグ、現金、常に持ち歩いていたポケベルも置いたまま。

[政府発表、特定失踪者問題調査会資料、鳥取県警察本部ホームページより]

参考資料 ③ 関係法令

◇「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（抄）」

（平成18年6月23日法律第96号）

第一条（目的）

この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

第二条（国の責務）

国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

第三条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

◇「人権教育・啓発に関する基本計画（抄）」

平成14年3月15日閣議決定（策定）

平成23年4月1日閣議決定（変更）

第4章2 各人権課題に対する取組（12）北朝鮮当局による拉致問題等

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるとい同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。〔…〕

④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）〔…〕

<表紙のブルーリボン>

ブルーリボンは拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示です。
ブルーは、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」と被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

「拉致問題に対する理解を深めるために」

平成26年3月

編集・発行 鳥取県教育委員会事務局人権教育課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地
電話 (0857)26-7535 (直通)
FAX (0857)26-8176 (直通)